

<報道発表資料>

令和8年7月8日

京都市子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課

母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計の決算案と今後の対応

母子家庭や父子家庭、寡婦の方に対する各種貸付事業を行う「母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計」（以下「母子特会」という。）について、令和7年度の歳出が歳入を上回っていましたので、その概要及び今後の対応等についてお知らせします。

● 概要

- ・ 母子家庭や父子家庭、寡婦の方の経済的自立や生活の安定、子どもの福祉の増進を図るため、修学・技能習得・生活等の各種貸付を行うために設置している母子特会について、令和7年度の歳出が歳入を上回っていました（歳入不足：93,825千円）。
- ・ 歳入不足が見込まれる場合は、本来、5月市会において「繰上充用※」の議案を提案すべきでした。

※ 会計年度経過後に歳入が歳出に不足する場合に、翌年度の歳入を前年度に繰り上げて不足分に充てる地方自治法上の措置

● 原因

- ・ 母子特会について、長年にわたり、不十分な予算編成のまま、執行・決算の各時点において、収支見込みを試算・管理する執行体制が確立されておらず、組織的なチェック機能が十分に働いていなかったため、歳入不足の事態を見落としていました。
- ・ 母子特会においては、当該年度中に貸付金財源の不足が見込まれる場合には、国からの借入れを行うことができますが、過去の決算剰余金等の推移を踏まえた丁寧な収支見込を行う意識が組織全体で著しく希薄化しており、結果として、令和2年度以降の大学無償化等に伴う貸付金減少とそれに連動した国返還金の急増という構造変化を捉えきれず、令和7年度中に国との借入れ協議を実施できていませんでした。

● 今後の対応

(1) 緊急的な対応

歳入不足となっている令和7年度決算の適正化を図るため、7月特別市会において、「繰上充用」を行うとともに、令和7年度繰越金の歳入不足等に伴い歳入歳出予算の見込みを見直した補正予算を提案予定です。

(2) 再発防止策等

予算編成から執行、決算に至る母子特会の収支状況の確認業務を徹底するため、至急、次の再発防止策に取り組みます。

- ・ 予算編成時における実態に即した適切な予算編成の実施、収支均衡が難しい場合における国からの借入金及び一般会計繰入金の計上
- ・ 執行時における収支状況の組織的把握のための定期的な職場ミーティング等の実施、計4回の決算見込み作業の実施、歳入と歳出の一体的管理のための収支状況や進行管理の徹底
- ・ 各時点における母子特会の詳細な収支状況の報告の徴収等、組織全体として状況を共有する二重のチェック体制の構築
- ・ 歳入不足が見込まれる場合における事業執行に影響のない範囲での執行抑制等の実施、なお収支不足が生じる場合における速やかな国への借入れ協議及び年度途中における国からの借入手続の実施
- ・ 上記の取組を踏まえたマニュアルの早急な整備及び取組の仕組みとしての導入に加え、毎年、年度当初の基本研修やコンプライアンス推進月間等の機会を通じた周知の徹底

また、発生に至る経緯等の事実関係を踏まえ、関係者に対し、厳正に対処します。

<本事業に関するお問合せ先>

京都市子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課

電話：075-222-3939